

山形県安心こども基金条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
附 則	附 則
1 一略一	1 一略一
(この条例の失効)	(この条例の失効)
2 この条例は、 <u>令和6年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	2 この条例は、 <u>令和7年3月31日</u> 限り、その効力を失う。
(処分の特例)	(処分の特例)
3 <u>平成28年度</u> に限り、第6条の規定にかかわらず、基金は、基金に積み立てるため国から交付を受けた資金（その運用から生じた収益を含む。）の一部に相当する額を国に返還するための経費に充てる場合に、処分することができる。	3 <u>令和5年度</u> に限り、第6条の規定にかかわらず、基金は、基金に積み立てるため国から交付を受けた資金（その運用から生じた収益を含む。）の一部に相当する額を国に返還するための経費に充てる場合に、処分することができる。